諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和5年3月16日(令和5年(行情)諮問第270号)

答申日:令和6年2月22日(令和5年度(行情)答申第722号)

事件名:「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『航空安全情報』 2016年10~12月号。*電磁的記録が存在する場合,その履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙に掲げる文書1ないし文書3(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月6日付け防官文第27 93号及び平成29年5月31日付け同第8599号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各決定(以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1)審查請求書1(原処分1)

アー他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると,「行政文書」とは,「開示請求時点において, 『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件 における国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の 電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるもので ある。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して いるか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されて

いる情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (2)審査請求書2(原処分2)
 - ア 上記(1)アと同じ。
 - イ 上記(1)イと同じ。
 - ウ 上記(1) ウと同じ。
 - エ 上記(1)エと同じ。
 - オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ きである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2016年10~12月号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年3月6日付け防官文第2793号により、本件対象文書の1枚目及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく原処分1を行った後、平成29年5月31日付け防官文第8599号により、本件対象文書のうち1枚目及び2枚目を除く部分について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分2を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個 人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月及び約5年8か月 を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に 上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行う までに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」として、 PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、 PDFファイル形式以外の電磁的記録は特定していない。
- (2)審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象 文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4 639号)についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及 びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求 めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利 用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない ため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要は ない。
- (3)審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての 内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開 示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報は なく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和5年3月16日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月30日 審議

④ 令和6年1月19日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年2月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
 - (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
 - ア 航空機課は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び同課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録を編集して本件対象文書の原稿を作成し、PDF形式に変換した後、防衛省内において印刷及び製本し冊子とするとともに、PDF形式の電磁的記録を、陸上自衛隊の部内イントラネット上の掲示板に掲載している。
 - イ 本件対象文書は、掲示板に掲載している上記アのPDF形式の電磁 的記録及び紙媒体であり、本件対象文書の外に電磁的記録は保有して いない。
 - (2) 本件対象文書の作成方法及び利用方法を踏まえると,本件対象文書以外に電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然,不合理な点はなく,防衛省において,本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。
- 3 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 法5条1号該当性について

別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員及び隊員家族の写真の 顔部分である。

当該部分は,法5条1号本文前段の個人に関する情報であって,特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官(将補以上の階級の者を指す。)等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員には公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族についても、その写真の

顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、 法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示 としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

別表の番号2に掲げる不開示部分は、陸上自衛隊の訓練及び組織・編成に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用能力、態勢及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5年11か月及び約5年8か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定 し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定 については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として 特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特 定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該 当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 太田匡彦,委員 佐藤郁美

別紙(本件対象文書)

文書 1 航空安全情報 2016年10月号 No. 521 文書 2 航空安全情報 2016年11月号 No. 522 文書 3 航空安全情報 2016年12月号 No. 523

別表 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書1	4頁, 40頁ないし45	個人に関する情報であり,特定
		頁及び63頁ないし65	の個人を識別することができる
		頁のそれぞれ一部	ことから、法5条1号に該当す
	文書2	5頁, 34頁, 35頁,	るため不開示とした。
		41頁, 46頁, 47	
		頁, 54頁ないし57	
		頁, 59頁, 72頁及び	
		73頁のそれぞれ一部	
	文書3	5頁,62頁及び63頁	
	_	のそれぞれ一部	
2	文書1	15頁ないし17頁のそ	自衛隊の訓練の実施概要に関す
		れぞれ一部	る情報であり、これを公にする
			ことにより、自衛隊の訓練の内
			容が推察され、自衛隊の任務の
			効果的な遂行に支障を及ぼし,
			ひいては我が国の安全を害する
			おそれがあることから、法5条
			3号に該当するため不開示とし
		2.6百页 如	た。
		36頁の一部	自衛隊の訓練の実施状況に関す る情報であり、これを公にする
			ことにより、自衛隊の能力及び
			練度が推察され、自衛隊の任務
			の効果的な遂行に支障を及ぼ
			し、ひいては我が国の安全を害
			するおそれがあることから、法
			5 条 3 号 に 該 当 す る た め 不 開 示
			とした。
	文書 2	40頁の一部	自衛隊の組織編成、現員等に関
			する情報であり、これを公にす
			ることにより、自衛隊の態勢が
			推察され、自衛隊の任務の効果
			的な遂行に支障を及ぼし, ひい
			ては我が国の安全を害するおそ

	れがあることから、法5条3号
	に該当するため不開示とした。